

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書

昭和53年5月26日制定	平成9年5月29日改正
昭和54年5月22日改正	平成10年5月29日改正
昭和56年3月30日改正	平成11年5月31日改正
昭和57年5月28日改正	平成12年5月31日改正
昭和58年5月30日改正	平成13年5月31日改正
昭和59年3月30日改正	平成14年5月31日改正
昭和60年5月31日改正	平成15年5月30日改正
昭和61年5月29日改正	平成16年5月31日改正
昭和62年4月10日改正	平成17年5月31日改正
昭和63年5月30日改正	平成19年5月25日改正
平成元年5月26日改正	平成20年5月19日改正
平成2年5月30日改正	平成21年6月22日改正
平成3年5月31日改正	平成22年6月22日改正
平成4年5月29日改正	平成25年6月5日改正
平成5年5月29日改正	平成27年6月17日改正
平成6年5月31日改正	平成30年8月17日改正
平成7年5月26日改正	令和3年3月30日改正
平成8年5月28日改正	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会定款に基づき、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下「本会」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もっての業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 本会は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係わる実施細則（以下「実施細則」という。）の別表1の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知）の定めるところにより、知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織（以下単に「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷を委託（共同出荷組織に対して、区域内対象特定野菜等の出荷を委託したものに対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷の委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）又は実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業を行う。

(対象市場群)

第4条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場群は、実施細則別表1の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第5条 本会は、実施細則別表1に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定める業務対象年間について業務を行うものとする。

2 本会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「特定交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、知事の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 負担金、価格差補給交付金等及び補給金の交付

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第6条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、実施細則別表1に掲げる業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前までに別記様式第1号の申込書により申込みものとする。この場合において、共同出荷組織等は実施細則別表1に掲げる最低基準価格の11分の9に相当する額を最低基準価格とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例45」という。）、最低基準価格の11分の10に相当する額を最低基準価格とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）又は、実施細則別表1に掲げる最低基準価格の11分の12に相当する額を最低基準価格とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例60」という。）の締結を申込みことができるものとする。

2 本会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金)

第7条 本会は、前条第2項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに実施細則別表1の資金造成単価（特例45にあってはこの額の5分の7に相当する額、特例50にあってはこの額の5分の6に相当する額、特例60にあってはこの額の5分の4に相当する額）に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、実施細則別表1に掲げる負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において特定交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、この額から会長理事が知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

3 共同出荷組織等は、負担金の金額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。

4 本会は、第1項の規定により共同出荷組織等に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第8条 第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申込みすることができる。

2 前2条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第6条第1項中「価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは「第8条第1項の規定により増加の申込みした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第8条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少又は解約)

第9条 第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の2又は第2号の3の申込書を提出して、農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)の保険関係成立(成立する見込みを含む)に係り、同時利用の特例の対象外となる場合にあって、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。

2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日とする。

3 本会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金の返戻)

第10条 本会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を協同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2 第5条第1項に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合は、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

なお、第9条第1項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合は、前項の規定に関わらず、共同出荷組織等から負担金として納入された金額を返戻することができるものとする。

(延滞金)

第11条 本会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、別に定めるところにより延滞金を徴収するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第12条 共同出荷組織等は、本会に納入すべき負担金について相殺をもって本会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第13条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第6条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等(本会が知事の承認を受けて定める山形県青果物標準出荷規格に適合するものに限る。以下同じ。)の旬別の加重平均販売額に相当する額(以下「旬別平均販売価格」という。)が実施細則別表1に掲げる保証基準価格(以下「保証基準価格」という。)を下回った場合に共同出荷組織等に対し行うものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第14条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の単価に、当該共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に当該対象出荷市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第3項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の旬別の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに保証基準価格から旬別平均販売価格(旬別平均販売価格が実施細則別表1に掲げる最低基準価格(特例45にあってはこの額の11分の9に相当する額、特例50にあってはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあってはこの額の11分の12に相当する額)を下回ったときは、当該最低基準価格)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。

ア 共同出荷組織にあっては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業(以下この項において「事業」という。)を利用しない期間における出荷を委託した数量。

イ 相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量(相当規模生産者が、実施要領第3の3の(2)クに規定する特定相当規模生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。)

(出荷数量及び販売価格の認定)

第15条 共同出荷組織等は、対象市場群の卸売業者から、その発行する仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書に替わる書類(以下、「仕切書等」という。)を受領したときは、その受領した日から10日以内にその写しを本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の規程により提出された仕切書等の写しに基づき、前2条の場合における対象特定野菜等の出荷数量及び販売価格を認定するものとする。

3 当分の間、出荷数量及び販売価格認定に係る出荷実績については、全国農業協同組合連合会山形県本部から販売実績書類の提供を受けることで、仕切書等の写しに替えることができるものとする。なお、販売実績については、共同出荷組織等へ照会し、正確性をきすものとする。

(旬別平均販売価格の通知)

第16条 本会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、対象特定野菜等の出荷数量及び旬別平均販売価格を算定し、その結果を関係共同出荷組織等及び知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第17条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第3号の交付申請書より申請するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第18条 本会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 故意又は過失により第6条第1項及び第9条第1項の申込書に不実の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

(補給金の交付)

第19条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けたときは、速やかにその交付を受けた価格差補給交付金等の金額に相当する金額を第12条第1項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象特定野菜等の数量(同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。)を基礎として、補給金を交付しなければならない。

- 2 共同出荷組織等は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、別記様式第4号の報告書により、その交付の結果を本会に報告しなければならない。
- 3 相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく別記様式第4号の報告書により本会へ報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第20条 本会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が実施細則別表1の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

- 2 本会は、共同出荷組織等と特例45、特例50の契約の締結を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、価格差補給交付金等の単価については、特例45の締結を行っている場合にあっては実施細則別表1の資金造成単価の4分の3、特例45の締結を行っている場合にあっては実施細則別表1の資金造成単価の6分の5を上回ることができない。

第3章 特定交付準備金の管理

(特定交付準備金の管理)

第21条 本会は、業務区分ごとに第7条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県、その他の共同出荷組織等以外のものから価格差補給金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を特定交付準備金として積立てるものとする。

- 2 特定交付準備金の運用から生じた利益は、特定交付準備金に繰り入れるほか、知事の承認した用途に充てることができるものとする。

(資金の管理)

第22条 資金は業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

第4章 雑 則

(報告の徴収)

第23条 本会は必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象特定野菜の生産出荷状況、その他必要な事項について報告を徴することができる。

(業務方法書の変更及び実施細則の制定)

第24条 本会は、この業務方法書を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

- 2 本会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 3 本会は、実施細則の変更については、あらかじめ理事会の決議を経て、県知事の承認を得るものとする。ただし、独立行政法人農畜産業振興機構からの通知に基づく実施細則の変更（実施細則別表2に掲げる本事業の対象卸売業者の変更に限る。）については、理事会の決議を省略する事ができる。

附 則（昭和53年7月11日付け指令園第3034号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和53年7月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和53年7月20日とする。
- 3 第12条第1項の旬別平均販売価格は、当分の間、卸売代金から消費税分を控除した額により計算するものとする。

附 則（昭和54年7月5日付け指令園第2455号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年7月10日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和54年7月20日とする。

附 則（昭和56年4月22日付け指令園第473号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。但し、特定野菜等価格安定対策事業実施要領第3の2の(3)により、農林水産大臣と協議して知事が定める対象市場については、知事が別に定める日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和56年4月10日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和56年4月30日とする。

附 則（昭和57年6月10日付け指令園第1310号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和57年6月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和57年6月25日とする。

附 則（昭和58年6月21日付け指令園第1414号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和58年6月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和58年6月25日とする。

附 則（昭和59年5月28日付け指令園第640号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和59年5月17日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和59年6月2日とする。

附 則（昭和60年6月25日付け指令園第5号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和60年7月6日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和60年7月22日とする。
- 3 昭和60年度においては、アスパラガスの業務区分のうち4月1日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表1にかかわらず、この表に掲げる対象出荷期間のうち昭和60年4月23日以降の残存期間とする。
- 4 昭和60年度においては、別表2に掲げる対象市場の地方卸売市場弘果弘前中央青果及び地方卸売市場大果弘前大城東青果市場株は、6月21日から適用する。

附 則（昭和61年5月27日付け園第143号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月28日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和61年6月12日とする。

附 則（昭和62年6月2日付け園第196号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、別表2の改正規定は、昭和62年4月14日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和62年6月11日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和62年6月27日とする。

附 則（昭和63年4月30日付け園第203号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和63年5月2日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和63年5月18日とする。

附 則（平成元年6月8日付け園第302号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成元年6月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成元年7月1日とする。

附 則（平成2年7月6日付け園第309号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成2年7月9日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成2年7月25日とする。

附 則（平成3年5月10日付け園第190号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成3年5月10日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成3年5月26日とする。

附 則（平成4年4月28日付け農経第193号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成4年4月28日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成4年5月13日とする。

附 則（平成5年5月25日付け農経第368号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成5年5月25日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成5年6月10日とする。

附 則（平成6年7月8日付け農経第446号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成6年7月8日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成6年7月25日とする。

附 則（平成7年4月14日付け農園第348号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成7年4月14日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成7年5月1日とする。

附 則（平成8年5月24日付け農園第374号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年5月24日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成8年6月9日とする。

附 則（平成9年4月7日付け農園第108号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成9年4月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成9年5月1日とする。

附 則（平成10年4月20日付け農園第141号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成10年4月23日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成10年5月8日とする。

附 則（平成11年4月15日付け農畜第123号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 1 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成11年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成11年5月6日とする。

附 則（平成12年4月14日付け農水経第252号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成12年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成12年5月1日とする。

附 則（平成13年4月13日付け農水経第215号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成13年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成13年5月1日とする。

附 則（平成14年4月10日付け生流第229号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第7条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成14年4月1日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成14年5月1日とする。

附 則（平成15年4月28日付け生流第1182号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成15年4月11日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成15年5月1日とする。

附 則（平成16年6月30日付け生流第1180号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月14日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成16年6月18日とする。

附 則（平成17年5月18日付け生流第474号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年4月20日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成17年6月10日とする。

附 則（平成19年3月30日付け農政第831号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月7日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成18年6月30日とする。

附 則（平成20年8月4日付け農政第248号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年4月2日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成20年6月30日とする。

附 則（平成21年3月13日付け農政第949号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年3月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第6条第1項に規定する申込期間が既に経過している業務区分に係る申込みの申込期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年4月20日とする。

附 則（平成21年7月28日付け新農第183号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年7月31日とする。

附 則（平成22年8月3日付け新農第188号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月19日付け園農第108号）

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月8日付け園農第132号）

- 1 この業務方法書は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（平成30年9月27日付け園農第190号）

- 1 この業務方法書は、山形県知事の承認のあった日から施行する。ただし、第6条の規定による契約の対象出荷期間の開始日が平成31年1月1日より前である業務区分については、改正前の規定を運用する。

附 則（令和3年4月27日付け園農第30号）

- 1 この業務方法書は、山形県知事の承認を受け施行する。